

掛川市条例第70号

掛川市大須賀体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市大須賀体育施設条例の一部を改正する条例

掛川市大須賀体育施設条例（平成17年掛川市条例第231号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後						
<p style="text-align: center;"><u>掛川市大須賀体育施設条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>掛川市大須賀体育施設</u>の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第2条 スポーツの振興を図るとともに、市民の健康及び体力を増進するため、<u>掛川市大須賀体育施設</u>（以下「<u>体育施設</u>」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大須賀体育館</td> <td style="text-align: center;">掛川市沖之須1924番地の2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市大須賀運動場</td> <td style="text-align: center;">掛川市西大淵6220番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(供用日等)</p> <p>第3条 <u>体育施設</u>の供用日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(体育施設の管理)</p> <p>第4条 <u>体育施設</u>の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う<u>体育施設</u>の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p>	名 称	位 置	掛川市大須賀体育館	掛川市沖之須1924番地の2	掛川市大須賀運動場	掛川市西大淵6220番地の1	<p style="text-align: center;"><u>掛川市大須賀運動場条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、<u>掛川市大須賀運動場</u>の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第2条 スポーツの振興を図るとともに、市民の健康及び体力を増進するため、<u>掛川市大須賀運動場</u>（以下「<u>運動場</u>」という。）を掛川市西大淵6220番地の1に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(供用日等)</p> <p>第3条 <u>運動場</u>の供用日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">(運動場の管理)</p> <p>第4条 <u>運動場</u>の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う<u>運動場</u>の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p>
名 称	位 置						
掛川市大須賀体育館	掛川市沖之須1924番地の2						
掛川市大須賀運動場	掛川市西大淵6220番地の1						

- (1) 体育施設の使用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関し教育委員会が必要と認める業務
(使用の許可)

第5条 体育施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、体育施設の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用を許可しないものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 体育施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、体育施設の使用を不相当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1)～(3) (略)

2 (略)

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2～4 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、体育施設の管理を行わなければならない。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 体育施設のうち、掛川市大須賀体育館については、当分の間、第4条、第11条及び第12条の規定は、適用しない。この場合において、第5条から第7条までの規定の適用については、こ

- (1) 運動場の使用の許可に関する業務
- (2) 運動場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運動場の運営に関し教育委員会が必要と認める業務
(使用の許可)

第5条 運動場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、運動場の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動場の使用を許可しないものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 運動場の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、運動場の使用を不相当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、運動場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1)～(3) (略)

2 (略)

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2～4 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、運動場の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 大須賀運動場利用料金

施設名	使用時間	金額
野球場・陸上競技場	午前6時から午前8時30分まで	720円
	午前8時30分から午後1時まで	1,440円
	午後1時から午後5時まで	1,440円
	午後5時から午後9時30分まで	1,440円
テニスコート（1面）	午前6時30分から午前8時30分まで	410円
	午前8時30分から午前10時30分まで	410円
	午前10時30分から午後零時30分まで	410円
	午後1時から午後3時まで	410円
	午後3時から午後5時まで	410円
	午後5時から午後7時まで	410円
	午後7時から午後9時30分まで	510円

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 照明施設利用料金

区分	単位	金額
野球場・陸上競技場	30分	1,020円
テニスコート	30分	200円

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の掛川市大須賀運動場条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 新条例第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。